

石綿障害規則における措置一覧・・・「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」建設業労働災害防止協会から

	石綿含有吹付け材		吹付け以外の石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材						その他の石綿含有建材		解体作業以外の作業				
	除去（＊１）		通常の除去		掻き落とし等による除去			非石細部で 切断・搬出	断熱材貼付 のまま除去	解体・改修		封じ込め	囲い込み	近傍作業	切断、穿孔 等（＊８）
	耐火・準耐火 建築	その他	保温材 （＊４）	断熱材耐火被 覆材 （＊５）	保温材		断熱材耐火被 覆材	配管保温材	屋根用折板断 熱材	外部（屋 根・外壁）	内部（床・ 壁・天井）	石綿含有吹付け材			石綿含有 成形板
					シートによる隔離	グローブバック使 用						石綿含有吹付け材			
基本レベル	レベル１		レベル２		レベル２（＊６）			レベル２（＊７）		レベル３		〔レベル１〕 石綿則適用外		〔レベル３〕 石綿則 適用外	〔レベル〕
事前調査															
作業計画の作成												〔 〕		〔 〕	
届出	建設工事計 画届（法88条）	解体等の 作業届	解体等の作業届 （石綿則第5条）		解体等の作業届			解体等の作業届		×	×	×		×	×
特別教育												〔 〕		〔 〕	
作業主任者の選任												〔 〕		〔 〕	
保護衣（作業衣）	保護衣		保護衣		保護衣	作業衣	保護衣	作業衣	作業衣	作業衣	作業衣	〔保護衣〕	〔作業衣〕	作業衣	
呼吸用保護具	～		～		～	～	～	～	～	～	～	〔～〕	〔 〕	～	
湿潤化												〔 〕		〔 〕	
隔離			×		〔 〕	×（＊３）	〔 〕	×	×	×	×	〔 〕	〔 〕	×	
立入禁止・掲示												〔 〕		〔 〕	
環境 測定	作業場内											〔 〕		〔 〕	
	隔離効果確認		×		×	×	×	×	×	×	×	〔 〕	×	×	
更衣施設・洗身設備・ 保護具の管理	レベル1		レベル2		レベル1	レベル2	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3	レベル3	〔レベル1〕	〔レベル3〕	レベル3	
清掃	レベル1		レベル2		レベル1	レベル2	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3	レベル3	〔レベル1〕	〔レベル3〕	レベル3	
（廃棄物の管理と処理）	特別管理産業廃棄物		特管産廃	〔特管産廃〕	特管産廃	特管産廃	〔特管産廃〕	特管産廃	〔特管産廃〕	がれき類等	がれき類・ 廃プラ等	〔養生材は特管産廃〕		脱着した ものは特 管産廃	〔がれき 類等〕 9
作業記録												〔 〕		×	
健康管理												〔 〕		×	
届出	（参考：火防法）	（特定粉じん 発生作業届）	（不要）		（不要）			（不要）		（不要）		（特定粉じん発生 作業届）		（不要）	
	（参考：廃掃法）	（特別管理産業廃棄物 管理責任者設置）	（特管管理責 任者設置）	（不要）	（特管管理責任者設置）		（不要）	（特管管理責 任者設置）	（不要）	（不要）		（特管管理責任者 設置）		（不要）	

：適用対象・措置必要など ×：適用対象外・該当せず・不要など
 〔 〕：石綿則では適用されないが、本マニュアルでは対象としたほうがよいもの。廃操法では不明確であるが、本マニュアルで望ましいとする措置。
 ＊１：吹付け石綿下の天井の撤去は、除去工事の一環として隔離養生設置後行う。
 ＊２：グローブバッグが隔離装置となる
 ＊３：保温材を破損させないよう製品形状を維持し、ジョイント部で配管から引き剥がす方法
 ＊４：単体を破損させないよう、ビス、釘、ボルト等固定箇所を外し、単体ごと取外し又は引き剥がす方法
 ＊５：基本レベルは２であるが、掻き落としによる除去工法は発じん性が著しく高く、グローブバッグ使用を除く作業ではレベル１対応をしなければならない
 ＊６：基本レベルは２であるが、石綿含有建材を直接手を掛けないため発じん性が比較的 low、作業はレベル３対応で石綿ばく露を防止することのできる方法
 ＊７：石綿則13、14条
 ＊８：切断・穿孔くずは粉じん防止のためにふたつき容器に入れること。